

令和5年度 一般財団法人栃木市農業公社事業計画

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月 31日

I 基本方針

栃木市は、平坦で肥沃な農地、豊富な水資源、冬の長い日照時間など、農業にとって恵まれた環境にあり、米、麦、いちご、トマト、ぶどうの栽培など農業が盛んにおこなわれており、県内有数の食料供給地域として安全・安心な農畜産物の生産が行われています。

このような中、農業・農村は、農地の保全や美しい景観形成などの多面的な機能の発揮を通じて、市民生活にうるおいや豊かさをもたらすとともに、食品加工や観光などの他産業と結びつき、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っています。

その一方で、グローバル化の進展に伴う大きな農業変革、農業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境は著しく変化しており、農業のおかれている状況は、厳しさを増しております。

農業公社といたしましては、このような状況を開拓するため、時代の潮流に的確に対応し、農業が成長産業として発展できるよう、平成29年から令和8年までの10年間の本市のあるべき姿や方向性を描いた「栃木市農業ビジョン」の実現を図るため、計画に即した事業を関係機関と連携し強力に推進してまいります。

令和5年度においても、食料を安定供給し農地を有効に利活用するとの観点から、「人・農地プラン」に位置付けられた地域の中心となる経営体への利用集積、集約化を図ってまいります。

また、農業者の減少や高齢化などに伴い、増加傾向にある耕作放棄地の発生を防ぐため、各関係機関との協力、特に、(公財)栃木県農業振興公社との連携を強化し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めてまいります。

さらに、本市農業の更なる発展を目指すためにも、いちご栽培等の研修制度を充実させ、新規就農者の育成、確保を図ってまいります。

II 実施計画

1. 農地の貸借及び権限の移動に関する事業

(1) 農地バンク制度

農地の貸借や売買に関する情報を収集し、広く提供することにより、農地の有効利用、担い手の営農規模の拡大及び新規就農の促進を図り、増加する耕作放棄地の発生防止及び解消に寄与する。

また、登録された情報を基に、農地利用最適化推進委員、農地利用集積協力員と連携し、農地の集積、集約化を図る。

○筆 数（累計）

種 別	相談数	成 約
賃貸借	650	80
売 買	250	35
合 計	900	115

(2) 農地中間管理事業

栃木県農業振興公社の実施する農地中間管理事業の業務受託事業。

農地所有者及び借り手となる担い手に対して契約書類作成等を指導する。また、農地利用集積協力員を動員し、集積、集約化を進める。

なお、法律等の一部改正により、これまで実施してきた農地利用集積円滑化事業による利用権設定が令和2年3月31日に廃止となったことから、農地利用集積円滑化事業の満了時期には、農地中間管理事業へ契約の継承を実施する。

○貸借（年間） (面積：ha)

新 規		継 承	
件数	面積	件数	面積
110	44	140	56

(3) 特例事業等

栃木県農業振興公社の実施する所有権移転事業の業務受託事業。

農地所有者及び買い手となる担い手に対し契約書類作成等を指導する。

○所有権移転（年間） (面積：ha)

買 入		売 渡	
件 数	面 積	件 数	面 積
10	4	16	7

(4) 利用権設定等促進事業

農地所有者と農地の借り手との間で農地中間管理事業によらない利用権の設定を行う契約については、適宜相談及び受付等に応じ、農地の有効活用を促す。

○利用権設定等促進事業 (面積：ha)

新規		更新	
件数	面積	件数	面積
400	160	500	200

2. 農業経営の改善及び安定化の促進に関する事業

(1) 農作業受委託事業

水稻、麦、そば、大豆等の主な作業の利用調整を図り、受託者となる扱い手に作業の斡旋をする。

また、無人ヘリコプターによる水稻、麦類、大豆の共同防除を行い安定した収穫量を確保する。

○作業受託（年間） (面積：ha)

作業名	刈取り作業			共同防除			その他	合計
	水稻	そば	大豆	水稻	麦	大豆		
面積	5	10	5	1,000	400	25	5	1,450

(2) 農業機械貸出事業

認定農業者をはじめとする扱い手などの、農業経営コスト低減と、農業経営改善を図るため、農業機械貸出しを実施する。

○機械貸出（年間）

機種	コンバイン	トラクター	田植機	乗用モア
利用数	10 件	6 件	10 日	30 日
金額	1,800,000 円	230,000 円	415,000 円	120,000 円

(3) 農業用機械施設バンク

農機具等の譲渡又は貸付けに関する情報を収集し、広く提供することにより、新規就農者及び小規模農家等の財政的負担の軽減を図り、もって農業の振興を図る。

○機械・施設（年間）

種別	施設	機械
登録	2	2
譲渡	2	2
合計	4	4

3. 新規就農者の支援に関する事業

実践的な農業経営の知識、栽培技術を習得し、経営感覚の優れた新規就農者を育成確保するため、研修生を募集する。

募集人員	作目	研修期間
4名	いちご	1年間

4. 市民農園に関する事業

高齢者の生きがい作り、生徒児童の情操教育、市民の地産地消など、農業に触れ合い関心を持つことで、次世代の農業者の育成確保をするとともに、地域農業の活性化を図る。

面積	利用区画	場所
20m ² /1区画	40区画	(株)観光農園いわふね地内

5. 営農相談に関する事業

規模拡大又は縮小を希望する農家、認定農業者、新規就農者等の課題解決の窓口として、相談内容に応じて各関係機関と連携してサポートするなど、ワンストップ窓口としての機能を促進する。

6. 食料、農業、農村の理解促進に関する事業

市民、農業者、農業団体及び食品産業の事業者等の関係機関と共に、食料、農業、農村の市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深めることで、地産地消、自給率の向上促進を図るような事業の創出を目指す。

7. 各種農業政策の推進に関する事業

各関係機関との連携のもと情報を共有しながら、各農業政策や事業への取り組みについて体制を整備し円滑な事業の取り組みを進める。

8. その他の取り組み

増加傾向にある耕作放棄地等の対策として、利用可能な農地については、農地バンクへの登録を働きかけ、農地の有効利用を図る。